

# 令和6年度第3回越谷市文化財調査委員会会議録

- 1 開催日 令和6年11月22日（金）
- 2 会 場 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
- 3 開閉会 開会 午後2時  
閉会 午後4時30分
- 4 出席委員 7名  
板垣 時夫委員、加藤 幸一委員、高崎 光司委員、橋本 雄一郎委員、  
秦野 秀明委員、林 貴史委員、矢口 孝悦委員
- 5 事務局出席者  
小泉教育総務部長、川澄教育総務部副参事(兼)生涯学習課長、北郷副課長、  
橋本主幹（統括）、栗原主任、村田主事
- 6 傍聴者 傍聴申請なし

| 会 議 次 第 |                       |
|---------|-----------------------|
| 1       | 開会                    |
| 2       | あいさつ                  |
| 3       | 協議事項                  |
|         | (1) 文化財指定について         |
|         | ①指定文化財候補 4 旧東方村中村家系譜  |
|         | ②指定調書（案）              |
| 4       | その他                   |
|         | (1) 国登録有形文化財の新規答申について |
|         | (2) その他               |
| 5       | 閉 会                   |

## 【会議内容】

- 1 開会 北郷副課長（司会）
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
  - (1)文化財指定について
    - ①指定文化財候補 4 旧東方村中村家住宅系譜について
      - 委員長 事務局に説明を求める。
      - 事務局 旧東方村中村家系譜の概要などをご説明した後に実物をご覧いただく形でよい。
      - 委 員 一同同意
      - 事務局 資料に基づき説明。
      - 委 員 「指定候補 4 旧東方村中村家系譜」を確認。
      - 委員長 事務局から、指定の目的の1つは、旧東方村中村家住宅の建築年代を確定することであり、あえて建築年代の記されている部分のみを評価して指定するとの説明があった。それを踏まえて意見交換したいと思う。

- 委 員 中村家がいつから旧東方村下組の名主を務めていたのかはわかっていないのか。
- 事務局 具体的にいつからかはわからない。
- 委 員 3通ある系譜のうち古い2通のみを指定する理由は、3通目には今後も加筆していきたいという所有者の意向があるためということか。
- 事務局 そうである。
- 委 員 中村家に残されていた資料は、系譜以外にも、江戸時代の資料、村の歴史がわかるような資料がたくさんある。中村家文書一括ではなく系譜だけを分割して指定するにあたり、基準や指針のようなものはあるのか。
- 委 員 元々、古文書の指定方法として一括指定はなかった。市町村においては新しい時代の資料が指定の対象になってきており、江戸時代の家文書などが群で発見され、一括指定される事例が見られるようになった。国においては、古文書の指定対象は中世までとなっており、近世以降の資料は入っていない。
- 委員長 もし中村家の文書を一括指定するとなると、調査に時間がかかり、指定時期はかなり先になると思われる。事務局は、中村家文書の調査は続けるにしても、まずは旧東方村中村家住宅の建築年代の根拠となる系譜の指定を行いたいという考えである。その点について意見交換したい。
- 委 員 旧東方村中村家住宅自体が、市指定有形文化財建造物に指定されている。系譜単独ではなく、旧東方村中村家住宅に関連する資料として指定する <sup>つけたり</sup> 附 指定の形をとることはできないのか。
- 委 員 中村家には多くの古文書が残されているとのことであるが、最も古い古文書はいつ頃のものなのか。
- 事務局 整理中であるため特定できていない。
- 委員長 中村家文書の整理は全体のどれくらいまで進んでいるのか。
- 事務局 中村家の納屋にあった資料については目録作成を行ったが、市史編纂時に確認した資料の中には所在不明となっているものもある。ほかに本宅にも資料があるようだが、まだ全体像が見えていない状態である。
- 委員長 中村家文書の全容がわからない中での指定の方向性として、既存の文化財建造物の <sup>つけたり</sup> 附 指定としてはどうかとの意見があった。この方向で進めることについて、意見はあるか。
- 委 員 系譜の3通目について、今後も加筆していくとのことであるが、これは日記のような形で家の記録が書かれているものなのか。
- 事務局 初代からの家族構成などが記された系譜であり、日記のような形で書かれたものではない。
- 委 員 市教育委員会では、旧東方村中村家系譜の内容を全て把握しているのか。
- 事務局 各代の概略はまとめているが、全文の翻刻はしていない。
- 委 員 この系譜は、今後中村家文書の整理をしていく上で基本となるものであるため、翻刻する必要があるのではないかと。なぜ翻刻しないのか。
- 事務局 指定後に調査事業として行うことはあり得るが、現時点では全文の翻刻はしていない。

- 委員 資料の詳細を全て調査し把握した上で指定するならば理解できるが、一部しか整理していない段階で古文書として指定するのは早いのではないか。それよりは、建造物の<sup>つけたり</sup>附指定とする方がよいのではないかと思うが、指定を急ぐ必要はないと思う。
- 委員 現在、旧東方村中村家系譜から明らかになっている事績は旧東方村中村家住宅の建築年代のみである。これに基づいて系譜として指定するのであれば、指定には値しない。書かれている事象を全て検証して、越谷市の旧東方村の中でどのように位置づけられているかを把握する必要がある。現状としては、建築年代を示す一部分をもつての指定は難しい。また、系譜は2通あるので、2通を比較して検討することで、そこに書かれている内容の正しさについて、ある程度は検証できると思われる。今後、中村家の文書を整理していく過程で、系譜に書かれている事象とどう整合性があるのかを検討した上で、指定するのはよいのではないか。
- 事務局 確かに旧東方村や中村家の研究を進めていく上では、資料全体を調査し、系譜の内容との整合性を検証することが必要であるとは考えている。現段階では、実際に市指定有形文化財に指定している建造物の建築年代を示す資料が存在していることを評価しており、資料が散逸しないための保護措置としての意味もあって指定候補とした。今回、委員の皆様から、中村家文書全体の調査研究を行った上で将来的に指定する、もしくは旧東方村中村家住宅の<sup>つけたり</sup>附指定とするのご意見をいただいたため、持ち帰って検討させていただければと思うが、よろしいか。
- 委員長 旧東方村中村家系譜は指定文化財候補として諮問されている。なるべく指定に近い形で、後世に残すべき大切なものであるということを示していくことを考えると、委員から意見があったとおり、旧東方村中村家住宅の<sup>つけたり</sup>附指定とする方が、系譜単独で指定するよりも理解が得られるのではないか。そのような形で進めてよろしいか。
- 委員 仮に旧東方村中村家住宅の<sup>つけたり</sup>附指定とする場合、資料名称を「旧東方村中村家住宅の建築年代に関する資料」とでもしないとおかしいと思うが、資料自体は長きにわたる中村家の系譜であり、そのような名称で<sup>つけたり</sup>附指定とするのは違うと思う。そもそも、指定文化財である建造物の建築年代の根拠となる資料が、必ずしも指定文化財である必要はないのではないか。
- 事務局 確かに、建築年代の根拠が指定文化財である必要はないが、指定していかないと現存している資料が散逸してしまう可能性があることを危惧している。市内では、市史編纂時に確認した資料の中で、現在所在不明となっているものもある。このようなことがないように、あえて一部分を評価して指定することで、より保存されやすくなる効果も考えている。
- 委員 散逸を危惧して指定するのであれば、全ての古文書が指定の対象となってしまう。それは違うと思う。
- 委員長 次回の文化財調査委員会は年度内に開催予定である。そこで今回の議論を踏まえた調書が示されるため、再度議論の機会はある。現段階での方向性としては、旧東方村中村家住宅の<sup>つけたり</sup>附指定とし

て進めさせていただくことで、ご了承いただければと思う。

○委 員

別件で、「旧東方村中村家系譜」という指定名称について意見がある。旧東方村は上組と下組の名主が交互に治めており、指定候補となっている中村家は下組であるため、指定名称を下組とわかる形にしてほしい。

○委員長

他に意見がないようなので次の指定調書（案）について検討する。

## ②指定調書（案）について

○委員長

「指定文化財候補1 青い目の人形（付 パスポート他）」について事務局に説明を求める。

○事務局

資料に基づき説明。

○委員長

委員に意見を求める。

○委 員

所見の中の「GENUINE MADAM HENDREN DOLL」の読み方は。

○事務局

人形の調査を依頼した大妻女子大学の是澤教授は「ジェニウィン マダム ヘンドレン ドール」と読まれていたと記憶している。

○委 員

所見の友情の手紙についての記述に、「手紙は(中略)同色の封筒に入っている」とあるが、封筒が手紙と同色という解釈でよいのか。どのような色なのか追記した方がよいのではないのか。

○事務局

封筒が手紙と同色ということである。手紙等の色については調書に付け加える。

○委 員

所見に、青い目の人形の受領会の写真の台紙に「Photographic ARTIST」と印字されているとあるが、どこの写真館が撮影したか特定できたのか。

○事務局

特定できていない。ものによってデザインは異なるものの、大沢小学校の古い写真を中心に、同じ文字が印字された写真がいくつかあるのは確認したが、写真館の名称は入っていなかった。

○委 員

人形の腹部にあるとされる発声器の構造について、他の青い目の人形も調査されている是澤教授はどのようにおっしゃっていたのか。電池式か、それとも腹部を押すと音が鳴るのか。

○事務局

腹部を押すと音がなる構造だとおっしゃっていた。

○委 員

所見の「アメリカとの政治的緊張が高まっていた昭和2年」という記述について、昭和2年時点のアメリカと日本の関係性を「政治的緊張が高まっていた」と表現するのは適切なのか。

○事務局

アメリカでは日本人の迫害がはじまっていた頃であり、そのことをきっかけにアメリカが日本に青い目の人形を送る活動がはじまったと認識している。青い目の人形に関するいくつかの文献に使用されている表現である。

○委 員

日本人迫害というのは、移民排斥に関わるものだと思うが、それを「政治的緊張」と表現するのは適切なのか。

○事務局

あらためて確認する。

○委 員

青い目の人形に大きく関わっていた渋谷栄一の名前を所見に入れていただきたい。

○委 員

大沢小学校の古い校舎において青い目の人形が発見された部屋は、どのように使用されていた部屋だったかわかっているのか。

○事務局

発見された経緯についての記録がなく、詳細はわかっていない。大沢小学校にも伝わっておらず、大沢小学校の元校長先生が書か

れた文章にも記載がない。地元には伝わっている話として、和室の押し入れの中に置いてあったと聞いたことはあるが、あくまでも伝聞であり、記録文書や部屋の位置を示す資料などは見つかっていない。

○委員

和室と聞くと納得できる。昔の学校には宿直室のようなものがあったようなので、そのような部屋に押し込んでいたことはあり得ると思う。

○委員長

事務局が各所に確認したり調べたりしたが、詳しいことがわからなかったため、所見には発見の経緯は記載されていないということのようである。

○委員

所見に、埼玉県内には現在 11 か所 12 体の人形が現存しているとある。これは、元は人形が 12 か所の学校に 1 体ずつ送られていたが、今は複数の人形を持っている学校があるということか。

○事務局

そのとおりである。現在、人形を 2 体所有している学校が 1 か所ある状況である。

○委員

11 か所と 12 体を両方記述すると、人形を 2 体送られた学校があると誤解を招く可能性がある。

○事務局

所見から「11 か所」を削る。

○委員

所見では、大沢小学校と大袋小学校の所蔵写真についての説明が、一つの段落にまとめられている。文章の内容として差支えなければ、小学校ごとに段落を分けた方が、どこまでがどちらの小学校の説明かがわかりやすいと思う。

○事務局

修正する。

○委員

小学校所蔵写真は「南埼玉郡教育会 越谷支会受領会」の写真であると伝わり、6 体の青い目の人形が写っている。これは、越谷支会の学校 6 校に送られた人形なのか。

○事務局

それについてはまだわかっていない。越谷市内には 4 体の人形が贈られており、数が合わない。越谷市内だけでなくもう少し広域を越谷支会としていたのかもしれないが、調べきれていないため、追っていきたいと考えている。

○委員

「南埼玉郡教育会 越谷支会」の範囲がわかるようであれば、確認された方がよい。

また、規格に資料の寸法が記載されているが、市松人形だけ小数点以下が記載されていないため、統一した方がよい。

○事務局

修正する。

○委員長

他に意見がないようなので次の〈指定文化財候補 2〉越ヶ谷小学校校務日誌について検討する。

○委員長

〈指定文化財候補 2〉越ヶ谷小学校校務日誌について事務局に説明を求める。

○事務局

資料に基づき説明。

○委員長

委員に意見を求める。

○委員

越ヶ谷小学校校務日誌は、昭和 15 年から現代までのものが残されているが、指定の範囲は昭和 21 年度以前のもののみとなっている。なぜ指定範囲を区切ったかを、改めて説明してほしい。また、その理由を所見に記載すべきである。

○事務局

昭和 22 年 3 月 31 日に施行・公布された、民主主義教育の目的・理念・教育行政の大綱を定めた教育基本法以前の教育の記録とし

て評価し、指定範囲を区切ったものである。理由について所見に追加する。

○委 員

所見に「荻島飛行場」という名称が出てくる。この飛行場は資料によって様々な名称で記されているが、越ヶ谷小学校校務日誌には「荻島飛行場」と記載されていたのか。

○事務局

そうである。

○委 員

所見記載の名称が校務日誌の記載と統一されているのであれば、問題ないと思う。

○委員長

前回会議で、種類を古文書にしてはどうかとの意見があったが、その点についての意見はあるか。

○委 員

種別・種類については、何とも言えないところであるが、越谷市としての考え方を整理できれば古文書としてもよいのではないか。事務局説明にあった「国宝及び重要文化財指定基準」を根拠とする場合、国指定文化財で日記というと、更級日記のような古い時代のものしかないということになるため、越谷市独自の考え方を整理する必要がある。

○委 員

県の指定基準は根拠にならないのか。

○委 員

古文書と歴史資料の違いについては、詳細な定義は決まっていない。

○委員長

例えば、同じ絵馬でも、自治体によって歴史資料として指定する場合もあれば、有形民俗文化財の場合もある。何を評価するかによって、越谷市の中で一貫性があればよいと思う。

○委 員

規格の記入用紙の「印刷」という項目について、様式の印刷方法を記載しているということか。項目名称がわかりにくいように感じる。

○事務局

ご指摘のとおり、活字印刷で刷られたものと、手書きガリ版で刷られたものの違いを示したいという意図で作成した項目である。どのような項目名称とするのが適切か。

○委 員

「用紙」もしくは「書式」などが考えられる。また、活字印刷については、用紙に枠が入っていることを考えると活版印刷ではないかと思うので、確認してほしい。表記についても、末尾に印刷が付くものと付かないものがあるので、統一してほしい。

○事務局

次回までに確認する。

○委 員

印刷方法の違いは、規格品のような用紙と、手作りした用紙の違いか。

○委 員

もっと細かく製作方法を考えると、例えば年度の終わりに次の1年度分を印刷し冊子にしたのか、少しずつ印刷して随時足していったのかといった検討もできるかもしれない。

○事務局

活字印刷と分類した昭和 16 年度以前の日誌は、年度が異なっても1冊の厚さが同じであるため、規格品として流通していたのではないかと考え、印刷方法の違いに着目した。手書きガリ版と分類した昭和 17 年度以降の日誌は、おそらく罫紙があって、日誌を記入したものを都度綴っていく方法をとっていたのではないか。

○委 員

製本の方法も異なるということか。

○事務局

そうである。昭和 16 年度以前は金具で留めた上からテープを貼って製本されている。昭和 17 年度以降は穴を空けて紐で綴っている。

- 委 員 太平洋戦争前後の違いを強調したいという意図か。  
 ○事務局 単に資料を確認し、事実として記載したものである。  
 ○委員長 他に意見がないようなので次の〈指定文化財候補3〉瓦曽根溜井防水記念碑について検討する。
- 委員長 〈指定文化財候補3〉瓦曽根防水溜井防水記念碑について事務局に説明を求める。  
 ○事務局 資料に基づき説明。  
 ○委員長 委員に意見を求める。  
 ○委 員 所見（資料7ページ）の伏字部分について、明治22年当時の4つの用水の下流の町村名及び首長名が記されていると考えられるため、「八幡村■水圭太郎」となっている部分は当時の八幡村村長である清水圭太郎、「■■村」となっている部分は八幡村のことである。
- 委員長 事務局は調書に反映させてほしい。また、規格に記載された高さ等は、小数点以下の表記を他の指定候補と統一させてほしい。  
 ○事務局 修正する。  
 ○委 員 所見の人物名について、潮止村田中半左エ門とあるが、「エ」ではなく「衛」が正しいと思われる。  
 ○委 員 他にも衛の字が入っている人物名があるが、碑文のとおりなのか、調書にする上で直したものなのか再度確認してほしい。  
 ○委員長 碑文のとおりに記載するか、もしくは現代の表記に統一する修正方法でもよいと思う。  
 ○事務局 確認して修正する。  
 ○委 員 事務局から石材の産地の調査は文化財指定後に行うとの説明があったが、専門家に見てもらえばすぐにわかると思う。  
 ○委員長 正規に依頼するとなると予算がかかるが、石屋さんや石に詳しい方をお願いするなど、できれば指定前に明らかにしてほしい。  
 ○事務局 石材の産地については、指定にあたって調書にいった方がよいものか。  
 ○委 員 インターネットで検索したところ、指定文化財の石材の産地を記載している自治体もある。知人で全国の石の分布調査を行っている方がおり、協力を仰ぐことも可能である。
- 委員長 何かしらの形で確認してほしい。  
 ○委 員 全ての指定候補に言えることだが、指定に係る答申書においては、今回の会議資料の所見のように「～を示す貴重な資料である。」で終わらせるのではなく、「～を示す貴重な資料であることから指定文化財としてふさわしい。」のような書き方となると思われる。また、指定するにあたって、今後の文化財の保存等のあり方についても、越谷市文化財調査委員会の意見として加える必要があると思う。瓦曽根溜井防水記念碑の場合、おそらく風化が進んだことで文字が読みづらくなっている。土台はしっかりあるので、浸水によって石が痛む可能性は低いですが、上からの水等によって劣化が進む可能性はある。そのため、例えば覆い屋を建ててほしいだとか、風化が進んだ箇所の保存処理をするのがよいなどの意見を付けた方がよいと思うが、それはどの段階で議論するのか。
- 委員長 今、諮問された指定候補が指定にふさわしいかを審議している

ところであるが、指定後の保存等に関する意見についても、示した方がよいとの意見があった。ただ指定するだけでなく、指定後もしっかりと保存と活用ができるような措置を講じてほしいとの意図であると思う。これについて意見はあるか。

○委 員

追加意見なし

○委員長

特に異論はないようであるため、指定についての審議が終わった後に検討したいと思う。

○委 員

所見に、「市内では数少ない水害や防水とのかかわりを示す貴重な資料である。」とあるが、紙資料も含めると、資料はたくさんあると思う。ここで言う資料とは石碑を指していることを明記すべきである。

○事務局

「貴重な資料」を「貴重な石碑」に修正する。

○委 員

数少ないということは、他にも水害や防水に関する石碑があるのか。

○事務局

明治 23 年の水害の際に村人の争いを止めようとして亡くなった警察官の慰霊碑として建てられた石碑が存在する。瓦曽根溜井防水記念碑は、同じ明治 23 年の水害に関わるものであるが、地域の人々が水防に努めた事歴が記されたものであることを評価し、指定候補にした。個人の慰霊碑とは位置付けが異なると考えている。

○委 員

他にも石碑が存在するのであれば、「数少ない」という表現で問題はないと思う。

○委員長

他に意見がないようなので次の〈指定文化財候補 5〉越谷隕石について検討する。

○委員長

〈指定文化財候補 5〉越谷隕石について事務局に説明を求める。

○事務局

資料に基づき説明。

○委員長

委員に意見を求める。

○委員長

調書（資料 8 ページ）では年代が空欄となっているが、「明治 35 年 3 月 8 日発見」とすることはできないのか。皆様の意見を伺いたい。

○委 員

東京朝日新聞の記事しか年代を示す根拠がないため、新聞記載の年代を採用し「明治 35 年 3 月 8 日発見」としてよいと思う。

○委 員

明治 35 年 3 月 8 日は隕石が落下した日ではないか。

○委 員

国立科学博物館のホームページに日本の隕石リストが示されており、隕石によって落下日か発見日のどちらかが記されている。おそらく落下日がわかるものは落下日を、わからないものは発見日を記載していると思われる。越谷隕石は新聞記事によって落下日がわかっているため、落下日として記載することになるのではないか。

○委 員

所有者の家に伝わる話によると、隕石が落ちてから 1 週間以上は怖くて落下場所に近づけなかったそうである。落下場所に行って隕石を認識した時点を発見と考え、正確な発見日は不明であるため、落下の方がよいと思う。

○事務局

調書の年代を「明治 35 年 3 月 8 日落下」とする。

○委員長

種別・種類については、事務局で国の基準等を調べ「歴史資料」としたとのことであるが、これについて意見はあるか。

○委 員

異議なし



- 委 員 所見に「所有者の中村勉氏と宮川進氏が」とあるが、この書き方だと所有者が2人いるように読める。
- 委員長 「所有者の中村勉氏と郷土史家の宮川進氏が」としてはどうか。
- 事務局 そのように修正する。
- 委 員 所見に「暁の頃」とあるが、発見当時と現代では暁が意味する時間帯が異なるため、誤解を招く可能性がある。
- 事務局 該当箇所は、東京朝日新聞の引用であるため、原文のままとしている。
- 委 員 所在地の表記であるが、「-」を使用した表記ではなく、何丁目何番何号という表記に統一してほしい。
- 事務局 修正する。

#### 4 その他

##### (1) 国登録有形文化財の新規答申について

- 事務局 資料に基づき説明
- 委 員 近年、越谷市内の国登録文化財建造物は増えているが、市指定の建造物は昭和 50 年より後は増えていない。国登録文化財となった建造物を、市指定文化財に指定替えする検討はできないものか。
- 委員長 かつて、市指定文化財の対象にならないか議論に挙げた建造物について、文化財調査委員会で現地確認した結果、指定には至らないと判断された案件がある。
- 事務局 本市の市指定文化財は指定区分によって件数にばらつきがあり、その中でも特に建造物が少ないことは認識している。

##### (2) その他

- 委 員 文化財指定にあたってのスケジュールを再確認したい。
- 事務局 今年度は、令和7年1月24日開催の次回会議が最後となる。そこで指定についての審議が完了しない場合は、次年度早々に会議を開催したい。審議の進捗にもよるが、現在の委員の皆様の任期満了である令和7年7月末までに指定できるように進められればと考えている。

#### 5 閉会